

福祉医療費の支給制度

市では次のような医療費支給制度があります。対象となる方で、これから制度を利用される場合は、各庁舎窓口センターまたは保健課で手続きをしてください。なお、重度心身障害者等医療費受給資格者証、母子家庭等医療費受給資格者証の有効期限は7月31日までで、毎年必ず更新が必要です。

手続きに必要なもの

- ①保険証 ②医療費振込み用の預金通帳(ゆうちょ銀行以外) ③印鑑 ④身体障害者手帳、療育手帳または戦傷病者手帳(重度心身障害者等医療の場合) ⑤所得課税証明書(平成20年1月2日以降に転入してきた方)

	対象者	助成範囲	自己負担
乳幼児医療費支給制度	<p>共通</p> <p>乳幼児 (6歳の誕生月の末日、 1日生まれの方は前月の末日まで)</p>	共通	
母子家庭等医療費支給制度	<p>●東かがわ市に住民票がある</p> <p>①配偶者のいない女性で児童を扶養している母とその児童 ②配偶者のいない男性に扶養されている児童 ③両親のいない児童 ④両親のいない児童(弟、妹)を扶養する姉など ⑤配偶者が精神または身体の障害(障害者手帳1級、2級または療育手帳(A)、A)を有している女性で児童を扶養している母とその児童 ※児童の対象年齢は、原則として満18歳に達した日の属する年度末までです。</p>	<p>●保険診療分のうち右記の自己負担額を除いたもの</p>	<p>共通</p> <p>市民税課税世帯は、平成20年8月診療分から、右の自己負担が必要となります(市民税非課税世帯の方は、右の自己負担は不要です)。</p> <p>入院:500円/1レセプト 外来:250円/1レセプト ※調剤薬局分は、上記の自己負担は不要</p>
重度心身障害者等医療費支給制度	<p>●医療保険に加入している</p> <p>①身体障害者手帳(1~4級) ※新規対象者については65歳未満で重度心身障害者等になった方に限ります。 65歳以上の方は身体障害者手帳(4級以上)等の交付日が平成20年7月31日以前でない対象となりません。なお現在受給資格を有している方は、65歳以上も要件を満たしていれば継続して受給できます。 ②療育手帳 ③戦傷病者手帳</p>		<p>入院:1,000円/1レセプト 外来:500円/1レセプト ※調剤薬局分、自立支援医療診療分(更生医療、育成医療のみ)は、上記の自己負担は不要 ※県の補助基準で定める所得制限を越えている方は、平成20年8月1日から3年間に限って、支給額の1/2を支給します。</p>

【問合先】 市民部保健課 国保医療グループ (TEL26-1229)

はたち二十歳になったら国民年金

日本国内に住む20歳以上60歳未満の厚生年金、共済組合等に加入中以外の方は、国民年金への加入及び保険料納付が義務付けられています。

加入手続

20歳の誕生日を迎えた人は、住民票のある市役所・町役場で国民年金の加入手続を行ってください。学生の方も同様です。ただし、現在、厚生年金保険や共済組合に加入している人は、改めて手続を行う必要はありません。

◀国民年金や厚生年金に加入すると年金手帳が交付されます。さまざまな場面で必要となりますので、大切に保管してください。

保険料の納付が困難な場合

所得が少なく保険料を納めることが困難な場合は、「若年者納付猶予制度」や「学生納付特例制度」などの保険料納付猶予制度を利用することができます(本人の申請が必要)。手続きをしていなければ、老齢年金はもちろん、いつ必要になるかわからない障害基礎年金なども受けられなくなります。

免除期間の資格と追納

若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。そこで、これらの期間の保険料は、10年以内であれば後で古い期間から順に納付(追納)できるようになっています。

【問合先】

高松東社会保険事務所 国民年金課
(TEL087-861-3867)